

## 令和4年度第1回豊山町いじめ問題対策連絡協議会会議録

- 1 開催日時 令和4年9月29日（木）午後1時00分～午後2時00分
- 2 開催場所 豊山町役場 会議室3・4
- 3 出席者 豊山町いじめ問題対策連絡協議会委員  
豊山町立小中学校代表 豊山小学校教頭 丹羽 有希乃  
豊山町立小中学校代表 志水小学校長 近藤 良江  
豊山中・新栄小スクールカウンセラー 三宅 由晃  
豊山町スクールソーシャルワーカー 滝 仁美  
愛知県中央児童・障害者相談センター 児童相談課主事 上 奈津美  
愛知県西枇杷島警察署 生活安全課長 神藤 一成  
豊山町生活福祉部福祉課 子ども応援課長 林 真吾  
事務局  
教育長 北川 昌宏  
教育委員会事務局長 安藤 憲司  
教育参事 小出 泰司  
学校教育課長 井戸 茂治  
教育専門員 小坂井 美衣  
学校教育グループ長 菊地 智行
- 4 議題 (1) 本町のいじめ対策に関する組織と役割について  
(2) 本町におけるいじめ問題の現状と対策について  
(3) 意見交換
- 5 資料 資料1 令和4年度 豊山町いじめ問題対策連絡協議会委員名簿  
資料2 豊山町いじめ問題対策連絡協議会等設置要綱  
資料3 豊山町いじめ防止基本方針  
資料4 令和4年度 豊山町いじめ問題専門委員会委員名簿  
資料5 豊山町いじめ防止基本方針に基づく組織  
資料6 豊山町いじめ問題の現状と取組について  
資料7 豊山町いじめアンケート集計  
資料8 豊山町いじめ問題等対策委員会保護者向けリーフレット  
「スマートフォン・インターネットの安全な使用について  
(お願い)」

## 6 議事内容

司 会： 本日は、大変ご多用のところ、本会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の会の進行を務めさせていただきます、豊山町教育委員会事務局の菊地と申します。よろしく願いいたします。

それでは、ただ今より「令和4年度 第1回 豊山町いじめ問題対策連絡協議会」を始めさせていただきます。

はじめに北川教育長より挨拶を申し上げます。

教 育 長： 本日はお忙しい中、豊山町いじめ問題対策連絡協議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。また、本町のいじめ問題に対しまして、日ごろから皆様の適切な対応をしていただいていることに、感謝申し上げます。

さて、本町では、平成30年の1月に「豊山町いじめ防止基本方針」を策定した他、いじめ防止対策推進法に基づいた組織体制や運用について整備しております。令和元年5月に、本会「いじめ問題対策連絡協議会」を立ち上げたところがございます。また、重大事案が生じた場合に調査を実施する「いじめ問題専門委員会」とともに組織の位置づけを明確にすることで、いじめ防止の対策を総合的、かつ、効果的に推進することができ、いじめ等に迅速に対処できるようになったと考えております。ここにお見えの皆様方のお力添えをいただきながら、しっかりと活動を推進してまいりたいと思います。

本日の会議では、本町のいじめの現状と、現在行っているいじめの対策を基に、ご意見をいただき、それぞれの機関との連携を一層強化してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

司 会： ありがとうございます。

次に、委嘱状の伝達に移らせていただきます。

本来ならば、教育長よりお一人お一人に伝達させていただくのが本位ではありますが、時間の都合上、机上に配付させていただくことで、伝達にかえさせていただきます。

司 会： 続きますので、本年度初めての会となりますので、自己紹介をお願いしたいと思います。

配付させていただきました【資料1】の「令和4年度豊山町いじめ問

題対策連絡協議会委員名簿」の順にお願いします。なお、委員の皆様の後に、事務局も自己紹介をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は、豊山小学校長 千田 秀樹委員、豊山町人権擁護委員 西脇 和子委員は、欠席でございます。豊山小学校につきましては、代理として丹羽 有希乃教頭にご参加していただいております。

それでは、名簿の順にお願いいたします。

—委員・事務局 自己紹介—

司 会： 次に、会長の選出及び職務代理者の指名に移らせていただきます。【資料2】の「豊山町いじめ問題対策連絡協議会等設置要綱」をご覧ください。第6条第2項により「会長は、委員の互選によって定める」とあります。どなたかご意見がありましたら、発言をお願いします。

（「事務局、一任」の声）

ただ今「事務局、一任」の声がありましたので、志水小学校長 近藤委員に会長をお願いしたいと思います。

意義がなければ、拍手でご承認をお願いします。

（拍手）

ありがとうございました。

それでは、近藤会長は座席の移動をお願いします。

（会長 座席移動）

次に、第6条第4項に「会長の事故あるとき、又は会長が欠けたときには、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理するとありますので、近藤会長に指名していただきたいと思います。

会 長： 職務代理者に、豊山小学校長の千田委員を指名させていただきます。

司 会： それでは、職務代理者は、千田委員をお願いします。  
続きまして、近藤会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

会 長： 皆様のご承認をいただき、協議会の会長をさせていただきます、志水小学校の近藤 良江でございます。微力ではございますが、豊山町のいじめの防止に向けて、各機関との連携を図り、未然防止に向け、充実した内容になるよう尽力したいと思います。

家庭と学校と地域を結ぶ教育雑誌『ゆう&ゆう』10月号に、関連する記事が載っていたので紹介したいと思います。私も初心に帰っていいなと思ったので、お伝えさせていただきます。

大阪大学 名誉教授の小野田 正利先生の「小野田先生の出前講座～親と学校をつなぐ～」という連載の第7回で、「個人の尊厳を傷つけることは絶対にしない」という記事があり、保護者にもわかりやすい内容でした。9年前にいじめ防止対策推進法ができ、法律でとらえられるいじめと世間で言われるいじめでは少し違いがあると認識がされたかと思います。法律で言ういじめとは、その対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものとなり、その定義が最大限に拡大されるようになりました。これはとても大切なことだと思います。心の状態は外から見ることはできません。その子の辛さが、コップ満タンなのか。それとも、コップ半分くらいなのか。ほんのちょっとの1滴であふれてしまうのか。一滴くらいなら何ともないのか。こういったことは、外からは見えない。だからこそ、小野田さんは、「その子の気持ちにポイントを置いて考えよう。個人の尊厳の尊重に最大限の注意を払う必要があるのではないか」と言っています。

私自身も、子どもとして捉えるのではなく、一人の人間として、個人の尊重を肝に据えて、論議が尽くされるといいなと思います。そのために、頑張ってまいりたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

司 会： それでは、議題に入ります。

これより、会の取り回しは、近藤会長にお願いしたいと思います。

会 長： それでは、議題1「本町のいじめ対策に関する組織と役割」について、事務局、説明をお願いします。

学校教育課長： ー説明ー

会 長： この件について何かご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

(質問等 なし)

会 長： 次に、議題2「本町におけるいじめ問題の現状と対策」について、事務局、説明をお願いします。

教育参事： —説明—

会 長： この件について何かご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いします。

(質問等 なし)

それでは、議題3の情報交換に移ります。

まずは、学校現場でどのような事例があるのか、学校がどのような状況であるのかを共通理解したいと思います。

丹羽委員： 今年度に入ってあった事例では、友人関係がうまくいかず、自分が仲良くしたい子がほかの子と仲良くしていることに嫉妬し、嫌なことをしてしまったということがありました。他の子からの情報で担任がすぐに見つけることができ、話を聞くなどの対応をし、保護者に連絡するといった対応が早期にできました。また、高学年の女子で、校外で遊んでいるときに嫌なことを言われたということがありました。校外のことが発端ではありましたが、話を聞いていくと学校の部活動でうまくいかなかったことが原因だったと分かりました。場合によっては、担任だけではなく学年主任や管理職も入って解決に向けて対応しました。

会 長： 重大事態にまで発展するような事例は起きておらず、その前で食い止めているという感じです。本校でも、高学年において、ちょっとした物言いがひどく傷つけてしまうということがありました。また、友達を取った、取られたといったことでトラブルになることがありました。小学校だと、担任は子どもの割と身近なところにいるので、いろんなことがあっても、子どもたちはすぐに訴えに来られるので、対応がしやすいという利点があります。SNSが小学校でもすごく広がっています。SNS上で学級のグループができていて、そのグループの投票機能を利用した「学級で一番嫌いな人は誰」というアンケートで自分の名前が挙がり、嫌な思いをした児童がおり、指導をしました。また、変な写真を送り合っていたらだんだん楽しくなり、行き過ぎてしまい不快な思いにさせてしまったということもありました。携帯やスマホ等を用いたものは少し深刻な事例に発展し、解決に時間がかかる傾向があります。

三宅委員： 分かり易い当事者たちのトラブルに関しては、早期に学校が介入して問題解決に向かっていくのですが、それを見ている周囲の子が学級の嫌な雰囲気を感じ、いじめとしての件数は挙がらないが、精神的な不安定さなどでカウンセリングすることがあります。いじめた本人など加害者へのアプローチがまだできていないところがあると思います。第一は、いじめられた本人がこれからどうしていきたいのか、どう対応してほしいのかといったことを聞き、対応していくことになると思います。今後の課題としては、いじめた本人をどうケアしていくかだと思います。

会長： 加害者へのケアでは、まだまだ課題がありますね。  
学校の現状について、もう少し知りたいなどご質問はありますか。  
(質問なし)  
スクールソーシャルワーカーとしてのご意見を伺えますでしょうか。

滝委員： 先ほど教育参事からも報告があったように、どの学校でも最近、SNSでのトラブルが多いと感じます。本当はいじめが「0」になるのがよいのですが、現実的には「0」にするのは非常に難しいのではと思います。未然防止というより、問題が小さいうちに解決していくことが大切だと考えています。

会長： もう少し心を逞しくなるといいなと思います。また、問題が小さいうちに解決していくということも非常に大切であると思います。  
それでは、専門的な視点でそれぞれの委員からお話いただけますでしょうか。

林委員： 実際いじている子は、それがいじめであるという認識をしているのかと思うところがあるので、人権週間などを活用して、どういったものがいじめになるのかをしっかりと理解させることが必要であると思います。相手が傷ついているのだということも併せて理解させることが大切であると感じます。いじめてしまう背景に、本人の心身に課題があるのか、家庭に課題があるのか、それとも他に課題があるのかといったことに対して、どのように対応していくことができるのかを考えており、子ども応援課としてヤングケアラーの実態を把握しながら、対策を練っていきたいと考えております。

上 委 員： 他市町ではありますが、小学6年生の女子児童がクラスで集団無視を受けているという内容の相談が、児童相談所の虐待対応ダイヤル189にあったという事例があります。お子さんが家庭でネグレクトを受けている様子があり、身なりが不潔であったり、私服がいつも体操服であったりするというので、クラスで他の子どもたちからいじめを受けているということでした。対象のお子さんの友人の母親からの通報でした。対象の女の子は、いじめを受けていることを担任の先生に相談したそうですが、担任の先生から「嫌われているってことが分からないの？あなたがいじめられるのはあなたに原因がある」と言われ、信じがたい内容でした。早急に対応し、対象のお子さんの通っている学校の教頭先生が迅速に動いていただき、対象のお子さんに教頭先生から「気づかなくて申し訳だった」と謝罪があり、「担任と話をして、困っていることを学校が全力を挙げて解決していくね」と約束をその場でしてくれました。結果的には解決したのですが、そのお子さんの場合だと、家庭環境や、お子さん自身の特性の問題もあり、家庭と特性の両方で非常に自己肯定感が低くなっている状況でした。お子さんと面接を行ったあと、児童相談所から保護者に連絡をして、お子さんの特性もこともお伝えしたところ医療につながっていきました。児童相談所だけではなかなか解決できない問題も多いので、学校や医療機関などとの連携が非常に大切だと考えています。

会 長： どこかにつながるということはとても大切なことだと思います。私たち教員も、子どもたちに困ったことがあれば、担任の先生でなくてもどの先生でもよいし、お家の人でも地域の人でもよいから相談しようねと伝えていきます。

神 藤 委 員： たくさん児童生徒がいるので、家庭環境もさまざまであり、多岐にわたる問題を抱えていて大変だと思います。他市町のいじめの会に先般出席してまいりました。抜本的に問題の発掘を行うのにアンケートを実施しているという話がありました。アンケートを児童に取り組みせることで、各自の問題を発掘し改善につなげているということがあり、とても良い取組だなと思いました。OBの職員の再任用でスクールサポーターが学校を回らせてもらっておりまして、その中で、コロナの関係もあるかと思いますが、不登校の児童生徒が多いという話がでてきます。勉強が分からなくなると劣等感をもって学校に行きたくなくなる、昔からあ

りますが、いじめの対象になりやすいということがあります。不登校の児童生徒にアンケートを実施しているかどうかということ伺ったときに、そこまで踏み込めていませんという回答でした。まずは担任が家庭訪問をして関係を作っていくと思うのですが、そこまでできていないという現実があるとも聞きました。不登校の原因を解明していくことがとても難しいとも思います。先ほどのお話にもありましたが、当事者以外の人気が付き、通報や情報提供してくれるかということが大変重要になってきます。大人の世界で言うと、様々なハラスメントが問題になっています。パワハラ、モラハラ、マタハラなど。いじめに近いものとなります。相手が嫌がる、不快に思うことをやらない。相手が嫌な表情だったらそれをくみ取ろうということをおこなう頃から教えていけるといいます。これからこういったことに耐性をもって接していけることはとても重要なことです。ちょっとしたことで関係と断ちたいと離れることによって耐性がなくなり、これからの社会で生きていけなくなる子どもが増えてくるのではないかと危惧しています。

また、SNSが現在非常に問題になっています。なぜ炎上するか、みんなが乗っかかりやすいのかと言いますと、非対面であるからです。自分がやったという痕跡が残らない、分からないだろうと思って、面と向かっては言えないことを書きこんでしまうこととなります。しかし、これは犯罪行為であるということを理解する必要があります。誹謗中傷することで相手が侮辱されたと思い、名誉棄損などとなります。犯罪行為となれば、必ず分かります。SNSというのは非常に利便性のよいツールではありますが、反面非常に怖いものであるということ、使い方を間違えると人を傷つけ、死に追いやってしまうということをしっかりと子どもたちに伝えていただきたいです。そして、必ずログが残っていると伝えることで抑止になるかと思えます。学校ですと、授業でタブレットを使ってみえるかと思えます。IDやパスワードの管理の仕方も指導していただけるとよいかと思えます。

会長： ありがとうございます。

時間がまいりましたので、この辺りで終わらせていただきます。委員の皆様のご協力、ありがとうございました。

司会を事務局にお返しします。

司会： では、その他に移ります。



本会は年2回の開催を予定しております。次回は、日時を調整させていただき、2月に開催したいと思います。1月には、ご案内を発送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第1回豊山町いじめ問題対策連絡協議会を終わらせていただきます。本日はお忙しい中ありがとうございました。